

令和 2 年 7 月 3 日現在

機関番号：24201

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03291

研究課題名（和文）村落運営・資源利用にかかわる当屋制の民俗学的研究

研究課題名（英文）Folklore study of Toya system on village management and management of natural resources

研究代表者

市川 秀之（ICHIKAWA, HIDEYUKI）

滋賀県立大学・人間文化学部・教授

研究者番号：80433241

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：当屋制はこれまでの民俗学研究においては神社祭祀における宮座との関連においてのみ研究が進められてきた。本研究においては、村落運営や自然資源の管理における当屋制の事例を全国的に収集しデータベースを作成するとともに、滋賀県、福井県などにおけるいくつかのフィールドにおいてはインテンシブな現地調査を実施しその性格の解明に努めた。また当屋制の歴史的な形成過程についても考察を進めた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

当屋制は村落内におけるさまざまな労務を平等に負担するシステムであるが、今回の研究において共有資源（commons）の利用と深く関係することが明らかになった。当屋制がさまざまな集団における公共性と深くかかわることが明らかになり、自然利用や組織運営を考えるうえにおいても重要な視座を与えるものとなった。また当屋制は日本の各地にみられるだけでなく、韓国など東アジアの諸文化にもみられることが明らかになり、今後は当屋制の国際比較をおこなうことも可能となった。

研究成果の概要（英文）：In study of folklore, Toya system has been studied only in relation to Miyaza in the shrine rituals. In this study, I collected the examples of Toya system in village management and management of natural resources nationwide and create a database. In addition, I conducted an intensive field survey in some fields such as Shiga and Fukui prefectures. I tried to clarify the character. In addition, I also considered the historical formation process of Toya system

研究分野：日本民俗学

キーワード：当屋制 宮座 公共性 コモンズ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

当屋制(とうやせい)は、集落や講などの組織の中で特定の役割を個別の家が独占的に務めるのではなく、全戸あるいは全員が順番にそれを務める社会的な仕組みを意味する。この言葉は、頭屋・灯屋などとも記され、近畿地方・中国地方を中心に広く分布する。また複数集落や集落内の組の間で毎年役割を交代で務める形態(組当屋制)もみられる。トウヤという言葉を担当という言葉に置き換えれば、我が国のあらゆる集団で広くみられる制度であるといえる。

民俗学ではこれまで当屋制のなかでも神社祭祀の担当者を集落内において交代で務める仕組みのみが研究されてきた。この神社当屋制をもつ祭祀組織は研究史のなかでは「宮座」と呼称され、肥後和男『宮座の研究』(1941)以来、民俗学と歴史学の立場から多くの研究が蓄積されている。

しかしながら当屋制は神社祭祀だけではなく、講や寺の檀家組織などの他の宗教組織の運営にも広くみられる。また村落社会にとって必要なさまざまな役割、たとえば防災や防火の当番、道や墓の管理、共有物や共有施設の管理、情報の伝達などの執行や、共有耕地の耕作や共有魚場での漁撈、山林などの共有資源の管理や利用など多くの領域でみられる。当屋制は村落生活の多領域で展開する仕組みであるが、神社祭祀以外では研究が進展していない。しかしながら今後のよりよい組織運営や自然資源利用を考える上で、伝統的な当屋に学ぶところは大きいと考えられる。

2. 研究の目的

当屋制は集落やその内部組織の中で特定の役割を、全戸あるいは全員が順番に務める社会的な仕組みである。本研究の目的は、当屋制データベースの構築、特定地域におけるフィールドワークとその比較、歴史資料の分析などによって当屋制の全体像を明らかにすることである。これによって当屋制を社会運営や資源利用の仕組みとしてとらえ直し、その今日的意義の再発見と民俗学の新たな研究展開を目指す。

3. 研究の方法

本研究をすすめるための方法として下に記す4つの方法を採用した。

(当屋制データベース構築) 先行研究や報告書類、自治体史などから、自然利用と地域社会運営に関する全国的なデータの収集をおこない、近畿地方について当屋制データベースがほぼ完成しつつある状態である。

(当屋制民俗誌作成) これまで神社当屋制の研究が進められてきた近畿地方・中国地方及び福井県などにおいてフィールドを選定し、当該地域におけるフィールドワークによって当該地における多様な当屋制のありかたを相互の関連を確認し、当屋制が地域社会の運営のなかでいかなる役割を果たしてきたかを民俗誌を作成するなかで分析した。調査は数か所を実施し、福井県小浜市犬熊についてはすでに論文化し、また滋賀県多賀町佐目、滋賀県東近江市大塚についてもまもなく論文が刊行される予定である。

(地域当屋制史分析) 前記のフィールドにおける当屋制に関する歴史的文献を収集し、地域における当屋制の形成過程を明らかにする作業をおこなった。

上記の作業をもとに、全国的な当屋制の類型化を実施した。

4. 研究成果

(地域的研究)

福井県小浜市犬熊においては、村落のなかのさまざまな領域で当屋制がみられるが、ことに神社祭祀の主催するネギ、ムラ共有の田の交代での耕作であるムラタなどが注目される。これらの当屋制の中心を担うのは男性であり、女性の集団はこれに対して高齢者が指導的な役割を果たした組織ルールなどが不明確なゆるやかな結合をもつのが特色であることが明らかになった。

また滋賀県東近江市大塚も神社祭祀のみならず野神や山の神といった民間信仰、ため池の管理、葬送組織などさまざまな局面で当屋制がみられる村落であるが、細かくみてみるとアルキという伝達役はかつてムラ雇いであったものが当屋制に変化するなど時代によって変化がみられる。ムラ仕事はA) 村人(全戸)全員で担う方法と、B) 特定の人あるいはムラの一部のものがそれを担う方法がある。Aはいわゆる総出の仕事であるが、常にこの方法でムラ仕事を担当すると各自の生業や生活を維持することが困難であるため、総出の仕事は年数回に限定されるだけである。従ってそれ以外のムラ仕事はBの方法によって運営されることになる。どのようにその職務を割り当てるかについては、①選挙で選ぶ(選挙制)、話し合いや推薦などで定める(係制)、当屋制で定める(当屋制)、世襲で勤める(世襲制)、雇用する(雇用制)などがあるが、当屋制はそのなかでもっともよく用いられるシステムである。

さらに滋賀県犬上郡多賀町佐目においては、現在も回り普請と呼ばれる、ムラ仕事を交代で村人が負担する方法がとられている。回り普請の順番はあらかじめ区長が管理する帳面に記され、その仕事に必要な労力によって人数が区長によって定められる。佐目区有文書の調査によってこの仕組みは明治中期にはすでに存在しており、共有の耕地までの道作りや冬季の雪かき、祭りの準備などあらゆる仕事で採用されていた。この仕事には区から費用がでたが、その負担は家の所有耕地によって等級割されていた。つまり労役については公平に負担するが、それに対する金銭負担は家の財産によって差別があったのである。

地域的研究はこれらのほか、奈良県や大阪府のフィールドでも実施している。

(総合的研究)

上記の地域的研究および当屋制データベースを参照しながら、全国的な当屋制の在り方について考察を加えた。当屋制はムラの機能のなかでも、信仰・村落運営・生業の分野に強くみられ、信仰においては神社祭祀・寺院運営・講運営、村落運営においては伝達・防災・共有施設の管理、生業では農業水利・山林管理・海など水域の管理・共有地の耕作などにおいて利用されてきた。次表はそれを示すものであり、表中の地名などは分析した事例である。

当屋制度の 枠組み				
		家 ムラ 内	村組 ムラ内	ムラ 郷内
	担当者	代表者	村組の代表者と、 実務者の二重構造	ムラの代表者と、実 務者の二重構造
信仰	神社祭祀	小浜市犬熊 のネギ	防府市植松の回り 当屋	
	寺院運営		五條市湯川の不動 院	
	講運営		五條市湯川の伊勢 講など	
村落運営	伝達	東近江市大 塚のアルキ		
	防災			
	その他全般	多賀町佐目 の回り普請		
生業	農業水利	河内長野市 のトヤ・東近 江市大塚の ユトウ		
	山林管理	多賀町佐目 の回り普請		
	海・河川・湖の利用			
	共有地の耕作			

またムラの中で家が当屋を務めるほか、ムラの会組織である村組に当番がまわるタイプ、ムラ連合である郷のなかでムラに当番で役職がまわるタイプなどがみられた。いずれも村組、ムラのなかで特定の家が選ばれるので最終的には家がムラや郷の労務や役職を務めることになる。当屋の決め方は、籤のほか、家並み順、あらかじめ定められた順番、年齢順などがある。

当屋制が機能する場面は、いずれもムラやムラ連合が共有する空間や機能でありその意味で当屋制は近年議論が進められているコモンズと深くかかわっていることが明らかである。

さきに大塚の例でみたようにムラ仕事は、全員でする場合と、特定のだれかがそれを行う場合があり、後者の一つのシステムとして当屋制があるわけであるが、これは短期的に労務を負担し、やがて他の人に交代するという意味で公平なシステムであり、また恒常的にその職務を担うことによる権力関係の発生を防ぐことも可能である。このように伝統的な当屋制は公共性の観点からも評価することができるだろう。

本研究は村落における当屋制の分析を通じて、伝統的な当屋制のありかたについて考えたものであるが、当屋を当番という言葉に置き換えれば、それは学校や町内会など現在の日本においても広範にみられるものである。したがって当屋制の分析を今後の組織運営の在り方に反映することも可能であると考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 市川秀之	4. 巻 46号
2. 論文標題 若狭漁村における女性祭祀と村落組織	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人間文化	6. 最初と最後の頁 2～10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 市川秀之	4. 巻 9
2. 論文標題 準備としてのオコナイ	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 淡海文化財論叢	6. 最初と最後の頁 286～291
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 市川秀之
2. 発表標題 若狭漁村における女性祭祀と村落組織
3. 学会等名 日本民俗学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 市川秀之ほか6名	4. 発行年 2017年
2. 出版社 東近江市教育委員会	5. 総ページ数 321
3. 書名 文化的景観「伊庭内湖と水路の村」調査報告	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----